

平成 19 年 9 月 3 日

十和田市長 中野渡 春雄 様

市民憲章と市の木・市の花・市の鳥を考える会  
会 長 桜 田 博 幸

## 市民憲章等に関する提言書

市民憲章と市の木・市の花・市の鳥を考える会は、平成 19 年 6 月 9 日、貴職からの委嘱を受け、「市民憲章」の草案作成や「市の木・市の花・市の鳥」の選定について慎重に検討を重ねてまいりました。

検討にあたりましては、市民に親しまれ、十和田市にふさわしいと感じられることに特に留意しました。

この結果、考える会の総意のもとに以下の通り選定しましたので、ここに提言します。

### ．市民憲章

#### 1．草案作成に当たったの基本的な考え方

次のことを基本とし検討を行いました。

- ・誰もが住みよいと思えるようなまちにしていくための、市民みんなの行動規範となるもの
- ・一人ひとりが地域社会の一員として、その果たすべき責任を自覚でき、日常生活の目標（指針）となるもの
- ・時代によって変わらない普遍性を持ち、子どもを含む多くの人々に理解される内容であること
- ・読んだときに耳に心地よく、暗唱や唱和のしやすいこと

#### 2．市民憲章草案

##### 十和田市民憲章

###### (前文)

わたしたちは、四季を織りなす十和田湖・奥入瀬・八甲田の豊かな大自然につつまれ、先人から受け継いだ開拓精神にはぐくまれた十和田市民です。

わたしたちは、このまちに生きること誇りと責任をもち、未来に羽ばたくまちをつくるため、ここに市民憲章を掲げます。

###### (本文)

- 一、永遠(とわ)に輝く自然をいつくしみ、水と緑の美しいまちをつくります。
- 一、わがふるさとを愛し、文化の香り高いまちをつくります。
- 一、誰もが健康で思いやりにあふれ、安心して暮らせるまちをつくります。
- 一、仕事に誇りをもち、活力のあるまちをつくります。

### 3. 文案の解説

#### (1) 前文

**わたしたちは、四季を織りなす十和田湖・奥入瀬・八甲田の豊かな大自然に  
つつまれ、**

前段には、市民投票の上位であった語句(十和田湖、奥入瀬、自然)を用いました。  
八甲田については、そのスケールの大きさと市内各小中学校の校歌に多く用いられ、  
広く愛されていると考えられることから並記しました。

**先人から受け継いだ開拓精神にはぐくまれた十和田市民です。**

先人のたゆまざる努力と、不屈の精神を敬うとともに、「温故知新」の趣旨を大切に  
する気持ちを込めています。

**わたしたちは、このまちに生きること誇りと責任をもち、**

誇りと責任の語句は協働の精神など、市民生活を営む上で大切と思われる心の持ち  
方を示唆しました。

**未来に羽ばたくまちをつくるため、ここに市民憲章を掲げます**

結びは、希望と躍動感を感じさせるよう、未来に羽ばたくという表現にし、文末は  
おさまりがよいよう掲げますとしました。

#### (2) 本文

・暗唱しやすいように、段落の出だしが「と・わ・だ・し」の文字で始まるよう工夫し  
ました。(カッコ内は、文章より喚起され得るイメージの例です。)

**一、永遠(とわ)に輝く自然をいつくしみ、水と緑の美しいまちをつくります。**

美しい自然を永遠に保持していく決意を込めています。

(自然保護 マナー向上)

**一、わがふるさとを愛し、文化の香り高いまちをつくります。**

郷土愛と文化を大切にする気持を表しています。

(郷土愛 教育・文化振興 自己の向上)

**一、誰もが健康で思いやりにあふれ、安心して暮らせるまちをつくります。**

市民の基本的な願望を表しています。

(健康増進 友愛・寛容 福祉充実 人権尊重 安心・安全)

**一、仕事に誇りをもち、活力のあるまちをつくります。**

勤労の喜び、活気あるまちづくりを示唆しています。

(産業振興 にぎわいの創出)

#### (3) その他

・本文の各文は、順番をつけないため、すべての番号を「一、」とし、読み方は「ひとつ」  
と読みます。

## ・市の木

### 紅葉(もみじ)

選定理由：多くの市民の知るところである「大町桂月」や、三本木・法奥・藤坂小学校の校歌の作詞者でもある「児玉花外」は、二人とも十和田湖・奥入瀬・八甲田の自然を好んで詠んでいます。当地域で詠んだ両者の作品では、「紅葉(もみじ)」の語句が多く使われていました。こうした背景や、「紅葉(もみじ)」という単語から想像するイメージ・響きが自然の豊かさを彷彿させることや、一般家庭の庭先でも好んで植えられていることを考慮し、市の木として選定しました。

## ・市の花

### 桜(さくら)

選定理由：市街地(官庁街通り)における桜の花の美しさは、多くの市民に愛されています。また、市民投票においても、1位となっています。市内全域においても分布していると考えられることから、市の花として選定しました。

## ・市の鳥

### 選定なし

理由：新市のイメージにふさわしく、また、市民に馴染みがあり、広く愛されて親しまれているという観点から検討しましたが、特に市内で広範囲に見られるような鳥が無いとの意見が多く、選定に至りませんでした。

なお、表記(漢字又は、ひらがな)の仕方については、市に一任します。

市民憲章と市の木・市の花・市の鳥を考える会委員名簿

会長	桜田博幸	市議会推薦による選出委員
副会長	大沼智	学識経験者
委員	高野慶孝	公募による市民委員
委員	長澤忠世	公募による市民委員
委員	大内平子	公募による市民委員
委員	洞内貴子	公募による市民委員
委員	堰野端展雄	市議会推薦による選出委員
委員	米澤美希	学校推薦による高校生委員
委員	高坂佑季	学校推薦による高校生委員
委員	中沢聖弥	学校推薦による高校生委員
委員	森美郷	学校推薦による高校生委員

市民憲章と市の木・市の花・市の鳥を考える会 会議の経過

平成 19年 6月 9日 第1回会議

- ・案件(1)委嘱状交付
- (2)会長・副会長選出
- (3)市民憲章と市の木・市の花・市の鳥制定について

平成 19年 8月 4日 第2回会議

- ・案件(1)アンケート結果報告
- (2)市民憲章(案)説明について
- (3)市民憲章の選考方法について
- (4)市の木・市の花・市の鳥の選定について

平成 19年 8月 20日 第3回会議

- ・案件(1)市の木・市の花・市の鳥(案)の選定について
- (2)市民憲章(案)について

平成 19年 9月 1日 第4回会議

- ・案件(1)市民憲章(案)について
- (2)今後のスケジュールについて